

平成18年第3回
美唄市議会定例会会議録
平成18年9月26日（火曜日）
午前10時00分 開議

19番 庄 司 光 雄 君
20番 林 国 夫 君
21番 中 西 勇 夫 君

◎議事日程

- 第1 会議録署名議員の指名
第2 委員長報告
1 議案第64号 美唄市国民健康保険条例の一部改正の件（民生）
2 議案第65号 美唄市医療費助成条例の一部改正の件（民生）
3 議案第66号 美唄市ごみ処理センターの設置及び管理に関する条例の全部改正の件（民生）

◎出席議員（20名）

議長 長 岡 正 勝 君
副議長 吉 田 栄 君
1番 吉 岡 文 子 君
2番 広 島 雄 偉 君
3番 五十嵐 聡 君
4番 白 木 優 志 君
5番 小 関 勝 教 君
7番 土 井 敏 興 君
8番 谷 内 八重子 君
9番 長谷川 吉 春 君
10番 米 田 良 克 君
11番 古 関 充 康 君
12番 矢 部 正 義 君
13番 谷 村 孝 一 君
15番 内馬場 克 康 君
16番 本 郷 幸 治 君
18番 紫 藤 政 則 君

◎出席説明員

市長 桜 井 道 夫 君
助 役 佐 藤 昭 雄 君
総務部長 板 東 知 文 君
市民部長 吉 田 譲 君
保健福祉部長兼福祉事務所長 安 田 昌 彰 君
農政部長 酒 巻 進 君
都市整備部長 加 藤 誠 君
市立美唄病院事務局長 三 谷 純 一 君
消 防 長 佐 藤 賢 治 君
総務部総務課長 市 川 厚 記 君
総務部総務課総務係長 村 上 孝 徳 君

教育委員会委員長 阿 部 稔 君
教育委員会教育長 村 上 忠 雄 君
教育委員会教育部長 天 野 修 二 君

選挙管理委員会委員長 熊 野 宗 男 君
選挙管理委員会事務局長 大 道 良 裕 君

農業委員会会長 佐 藤 博 道 君
農業委員会事務局長 秋 場 勝 義 君

監 査 委 員 川 村 英 昭 君
監 査 事 務 局 長 嵯 峨 和 樹 君

◎事務局職員出席者

事務局 長 谷 津 敬 一 君
次 長 和 田 友 子 君
総 務 係 長 濱 砂 邦 昭 君

午前10時00分 開議

●議長長岡正勝君 これより本日の会議を開きます。

●議長長岡正勝君 日程の第1、会議録署名議員を指名いたします。

10番 米田良克議員

11番 古関充康議員

を指名いたします。

●議長長岡正勝君 これより日程の第2、委員長報告に入ります。

順序1、議案第64号美唄市国民健康保険条例の一部改正の件ないし順序3、議案第66号美唄市ごみ処理センターの設置及び管理に関する条例の全部改正の件の以上3件を一括議題といたします。

本件について、委員長の報告を求めます。

矢部民生委員長。

●民生委員長矢部正義議員（登壇） ただいま議題となりました、議案第64号美唄市国民健康保険条例の一部改正の件、議案第65号美唄市医療費助成条例の一部改正の件及び議案第66号美唄市ごみ処理センターの設置及び管理に関する条例の全部改正の件の以上3件について、民生委員会の審査の経過、並びに結果をご報告申し上げます。

経過といたしまして、9月21日、委員会を招集して審査をいたしました。

初めに、議案第64号審査における質疑答弁のうち、主なものを申し上げます。

年間で対象となる出産数について、との質疑に対し、本年は8月末までに10件支出して

おり、平成13年度は26件、平成14年は36件、平成15年は34件、平成16年は30件、平成17年は34件という内訳となっているとの答弁。

国保運営委員会に諮問した際、その運営委員会の諮問内容、運営委員会でどのような話し合いがあったかとの質疑に対し、国保の運営にかかわる重要な事項は、国保運営協議会に諮問しなければならないことになっており、本件についても重要な問題と考えている。去る8月24日の国保運営協議会には、今回条例提案と同様の内容で諮問させていただき、協議会委員からは、額としては大きくはないが、少子化対策として、あるいは出産にかかわる経費の軽減として、必要なものだという答申であったとの答弁。

10月1日以降、国の法令の部分はあるというものも踏まえながら、市として4月1日まで遡るなど、その辺の検討課題の考え方があったのか、なかったのかとの質疑に対し、10月1日以降の改正ということで、国から示されており、他の保険がおおよそ足並みをそろえて35万円になるというときに、美唄市の国保に加入されている方のみが30万円ということになるため、35万円にしたい。施行期日、適用期日についても10月1日という判断をしたとの答弁。

今回の改正により、補正予算を組まなくてもやっていけるかとの質疑に対し、現在は960万円の執行残があり、今後の見通しとして、過去の実績から本年度総数で35件前後という推計をした。現在の予算残額で27件の対応が可能となり、これまでの10件と合わせて年間の支給件数が、37件分の支給が可能と推

計したことから、今回は補正をしなくてもいいという判断に落ち着いたものであるとの答弁。

今後、人数が多くなった場合、補正せざるを得ないという考えは持っているのかとの質疑に対し、出産された方に対して支給するものであり、予算がなくなったからというものではない。不足の場合は、補正予算、あるいは流充用のいずれかの予算手当をしたいとの答弁。

次に、議案第 65 号の審査における質疑答弁のうち、主なものを申し上げます。

改正に伴って、費用負担の状況は従前と比べてどうなるのかとの質疑に対し、医療を受けられる方は、個々の病気療養にかかわる度合等により、ばらばらであることから、例えば 70 歳以上の高齢者の方で、療養病床に入院している場合、食費で従前は 1 食単位で計算されており、260 円かかっている。10 月からは 460 円に上がるのと同時に、居住費に 320 円かかるというふうになっている。限度額についても、いままでは月 2 万 4,000 円であったものが、10 月からは 4 万 2,000 円プラス 1 万円という内容になるとの答弁。

大幅に費用負担がふえていく形の中で、利用者にはかなり圧迫される内容になっているわけだが、これらに対して何らかの手を差し伸べていくような方法が取れるものなのか、その辺の基本的な考え方を美唄市として持ち合わせているのかとの質疑に対し、医療費を助成するという立場で、市民の負担を軽くし、今回は助成の内容について、改正するものではなく、児童福祉施設に関係して、新たに負担がふえる方に対して医療費助成の対象にし

ようとするのが 1 点。

法の改正により、負担がふえる部分はあるものの、一定の制限等がある中で、医療費助成の対象になり、今回の条例改正の中において、新たに付け加えられた居住費関連の部分については、法の改正によりやむを得ないとの答弁。

医療費助成は障がい者の施設入所の関係の部分で、支援費制度がなくなったからではないか、自立支援法に変わってからは、障がい者も自己負担というものが求められており、今回の改正は、国民健康保険法からきていることから、助成という感覚上、減免措置というのも出てくるはずだが、減免措置の対応はどうなっているのかとの質疑に対し、障がい児の施設入所の場合で言うと、医療型や福祉型などに分かれるが、自己負担が原則 1 割や、規則に応じた月の限度額がある。また、施設外の医療機関にかかった場合などということもあるが、自己負担の限度額は現行では老人保健制度の上限額を参考に設定されており、例えば生活保護の世帯では 0 円、一般の方で 4 万 0,200 円という内容であるとの答弁。

次に、議案第 66 号の審査における質疑答弁のうち、主なものを申し上げます。

施行が来年の 4 月 1 日ということで、なぜいまからこういったものを挙げなければいけないのかとの質疑に対し、19 年度以降の指定管理者制度、今年度から行っているごみ処理センター、来年度から新たに指定管理者制度の導入を予定しているリサイクルセンター、新しい処分場について、新たな指定管理者制度導入に向けて募集要綱がすでに来月から募集要綱の配布、説明会の開催のスケジュール

が入っているため、いまの時点で条例改正を行なう必要があり、全体の公共施設のうち、132 施設をピックアップして、平成 18 年 4 月は、そのうち 39 施設について導入。残りの 132 引く 39 施設については、いろんな議論を重ねてきたが、そのうち 17 施設については導入予定施設と位置付けをし、56 施設については導入を検討する施設ということで位置付けをした。20 施設については、導入が難しい、できないということで位置付けをしている。今回、条例提案の部分については導入予定施設 17 施設のうち、19 年 4 月を目指して導入可能という判断のもとに、現行のもっている条例を改正しようという内容になっているとの答弁。

埋め立てたごみの中から出てくる水分や、雨水などによる浸透水を排出する際、浄化する施設が廃止になった場合、排出される水が国の基準をクリアできる水になるのか、1 年後、2 年後はどうなるのかとの質疑に対し、浸出水として処理する水については、国の基準では 2 年間、原水そのものに問題がなければ、処理を中止し、施設を廃止することが認められており、2 年経過後に浸出水が基準を超えるような場合には、安定するまでの間、引き続き水処理を行なっていくとの答弁。

ごみ処理センターは、土を被せて終了ということで、その後の利用というものは何か考えているか、いまのパークゴルフ場もどうなるのかとの質疑に対し、現在の処分場は今年度で埋め立て処分が終了し、来年度に最終覆土をして、終了であり、特に跡地についての利用計画を持っているという状況ではないとの答弁。

三井鉱山との話し合いで、土地を買い取れという話になっていると思うが、その辺の折り合いはどうなっているかとの質問に対し、三井鉱山から借りている土地がかなりあり、全部買ってほしいということ。ただ、相手との話し合いについては全然進んでおらず、三井鉱山の出かたによって、市が引き続きいまの状況の中で賃貸が可能か、三井が返還可能であるということで、大きく変わってくると思うが、これから全庁的な検討に付さなければいけないという考え方である。環境衛生の問題だけじゃなくて、リサイクルセンターとパークゴルフ場はいまの形で残っていくが、どう考えていくかということ、土地利用の所管などを含め、今後検討していきたいとの答弁。

指定管理者にかかわる市の持ち出しの部分で、指定管理者にしなかった場合、今回指定管理者にした場合でどのくらい違ってきているのかとの質疑に対し、本年度環境課の関連で、指定管理者にした施設、し尿処理場、ごみ処理センター、火葬場の 3 施設が、指定管理者で運営しており、収益を上げるなどという、そういった施設ではなく、電気、ガス、水道等の光熱水費の節減努力が表れ、若干の金銭的なメリットが出てくると考えているとの答弁。

南美唄にある、ごみ処理センターから、茶志内の処分場に持ち込むということになると、現在よりも遠隔地になる可能性があり、輸送距離が長くなり、時間も要するという形になったときに、費用として効率化に向かうのか、費用負担が軽くなるとは思えないとの質疑に対し、茶志内に新たな処分場ができることに

に伴い、新たに廃棄物を埋め立てする前段、ごみの減容、容積を減らす大きな目的と、これまで以上に確実に金属類を資源ごみとして抜く破碎施設などを新たに建設しており、処理処分の関係で、費用はふえると考えている。

また、輸送コストは収集運搬の経費で若干距離が長くなるため、若干ふえると考えているとの答弁。

結果といたしまして、議案第 66 号につきましては、ご異議がありましたので起立採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

また、議案第 64 号及び議案第 65 号の以上 2 件につきましては、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

何とぞ本委員会の決定どおり、ご承認いただきますようお願いを申し上げまして、報告を終わります。

●議長長岡正勝君 これより議案第 64 号及び議案第 65 号の以上 2 件について、一括質疑を行ないます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これをもって一括質疑を終結いたします。

これより一括討論を行ないます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これをもって一括討論を終結いたします。

これより一括採決いたします。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。

よって、議案第 64 号美唄市国民健康保険条例の一部改正の件及び議案第 65 号美唄市医療費助成条例の一部改正の件の以上 2 件につ

いては、委員長報告のとおり決定されました。

次に、議案第 66 号について質疑を行ないます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行ないます。

1 番吉岡文子議員。

●1 番吉岡文子議員（登壇） 議案第 66 号美唄市ごみ処理センターの設置及び管理に関する条例の全部改正の件につきまして、討論に参加いたします。

最初に申し述べますが、私は原案に反対の立場であります。

以下、その理由と若干の意見を申し述べます。

美唄市リサイクルセンター及び現在建設中の一般廃棄物最終処分場を地方自治法第 244 の 2 第 3 項の規定に基づき、施設の管理を指定管理者に行わせる場合の規定を設けること、及び最終処分場の供用開始に伴い、ごみ処理センターの業務内容が、平成 19 年 4 月から変更となることから、条例の全部改正を行なうものですが、指定管理者制度導入に関しては、昨年の第 3 回定例会でも反対したように、到底賛成できるものではありません。

この制度は、総務省の通達にも、施設の効用を最大限に発揮すると共に、管理経費の縮減が図られるものであることと明記されているように、経費節減と効率性に重点が置かれています。

利潤を追求することを旨とする、株式会社に公の施設の管理や運営を委ねていくことは、地方自治体が本来担うべき公的責任の後退や、住民の福祉の増進にとって反することでもあ

ります。

また、労働者にとっても経費の削減や効率性の追求が、労働条件の劣悪化や雇用や賃金の破壊にもつながりかねません。

公の施設の設置目的である福祉の増進に反する、美唄市リサイクルセンター及び、現在建設中の一般廃棄物最終処分場への指定管理者制度の導入は、認め難いものであります。

以上申し上げまして、討論を終わります。

●議長長岡正勝君 これをもって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

ご異議がありますので、起立により採決いたします。

この場合、広島議員の採決については、挙手をもって起立にかえることにいたします。

本件に対する委員長報告は、原案可決であります。

本件は、委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数であります。

よって、議案第 66 号美唄市ごみ処理センターの設置及び管理に関する条例の全部改正の件は委員長報告のとおり決定されました。

●議長長岡正勝君 以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

午前 10 時 18 分 散会